

# 宮津市公報

平成22年10月1日  
宮津市字柳縄手  
345番地の1  
宮津市総務室発行

## 目 次

### 条 例

- 12 宮津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例 ..... 1  
13 宮津市企業の立地促進及び産業の振興に関する条例の一部を改正する条例 ..... 1  
14 過疎地域自立促進特別措置法における固定資産税の特例に関する条例 ..... 2  
15 宮津市市税条例の一部を改正する条例 ..... 3

### 規 則

- 17 がん検診等費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則 ..... 7  
18 宮津市企業の立地促進及び産業の振興に関する条例施行規則の一部を改正する規則 ..... 7

### 告 示

- 97 宮津市下水道排水設備指定工事業者の指定 ..... 9  
98 宮津市地域総合整備資金貸付要綱の一部を改正する要綱 ..... 9  
99 宮津市地域会議交付金交付要綱の一部を改正する要綱 ..... 9  
100 定期の予防接種の実施 ..... 10

### 公 告

- 20 公示送達 ..... 11

### 水 道 企 業

- 8 宮津市指定給水装置工事業者の指定 ..... 11

### 教 育 委 員 会

#### 《告 示》

- 14 宮津市教育委員会定例会の招集 ..... 11  
15 宮津市教育委員会臨時会の招集 ..... 11

### 選 挙 管 理 委 員 会

#### 《告 示》

- 71 有権者総数の50分の1の数 ..... 12  
72 有権者総数の3分の1の数 ..... 12  
73 有権者総数の6分の1の数 ..... 12

### 農 業 委 員 会

#### 《告 示》

- 9 宮津市農業委員会総会の招集 ..... 12

## 条 例

宮津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年9月30日

宮津市長 井上正嗣

宮津市条例第12号

宮津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

宮津市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第16号）の一部を次のように改正する。

附則第5条第7項第1号中「若しくは第4号」を「、第5号若しくは第10号」に改め、同項第2号中「第4条第2項第3号」の次に「、第8号、第9号又は第13号」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第5条第7項の規定は、平成22年8月1日から適用する。

\* \* \*

宮津市企業の立地促進及び産業の振興に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年9月30日

宮津市長 井上正嗣

宮津市条例第13号

宮津市企業の立地促進及び産業の振興に関する条例の一部を改正する条例

宮津市企業の立地促進及び産業の振興に関する条例（昭和63年条例第18号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

宮津市企業立地拡充促進条例

第1条中「工場等」を「企業」に、「拡充」を「事業規模の拡充」に改め、「産業の振興と」を削る。

第2条第1号中「工場等」を「事業所」に改め、「情報関連産業」の次に「、老人福祉・介護事業、障害者福祉事業」を加え、同条第2号中「工場等を新設、増設」を「において、事業所を新設又は雇用機会の拡大を伴う増設」に、「又は建替え」を「若しくは建替え（以下「事業所の新設等」という。）」に改め、同条第4号を次のように改める。

(4) 正規従業員 雇用期間の定めのない従業員で、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）第2条に規定する短時間労働者に該当しない通常の労働者（雇用保険の被保険者でない者を除く。）をいう。

第2条に次の2号を加える。

(5) 非正規従業員 正規従業員以外の従業員（雇用保険の被保険者である者に限る。）をいう。

(6) 操業開始日 事業所の新設等の完了後の操業又は営業の開始日をいう。

第5条を削る。

第4条の見出しを「（適用事業者の指定）」に改め、同条第1項中「指定の申請をしなければ」を「申請し、当該適用を受ける事業者として指定を受けなければ」に改め、同条第2項を削り、同条を第5条とする。

第3条中「この条例による奨励措置」を「第6条に規定する奨励金の交付」に、「当該工場等に対する」を「事業所の新設等に係る」に、「であり、かつ、当該工場等の操業又は営業開始に伴う新たな地元雇用者の数が3人以上であって、引き続き、この水準を」を「であって、操業開始日において当該事業所で正規従業員を新たに3人以上雇用する者で、かつ、その雇用水準を引き続き」に改め、同条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

（適用範囲）

第3条 この条例の規定は、事業所の誘致に係る京都府の補助金の交付の対象となる事業所以外の事業所の新設等について適用する。

第6条を次のように改める。

(奨励金)

第6条 市長は、前条の規定により指定した事業者(以下「指定事業者」という。)に対し、予算の範囲内において立地促進奨励金又は雇用促進奨励金(以下「奨励金」という。)を交付するものとする。

2 立地促進奨励金の額は、事業所の新設等に係る投下固定資産総額に100分の10を乗じて得た額(その額に10万円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とし、3,000万円を限度とする。

3 雇用促進奨励金の額は、操業開始日から起算して3年を経過する日の属する年度の末日までの間において、新たに雇用された従業員のうち本市に住所を有する者について、規則で定める従業員の数に、正規従業員にあつては40万円を、非正規従業員にあつては10万円をそれぞれ乗じて得た額の合計額とする。

第7条を削る。

第8条の見出しを「(指定の変更承認)」に改め、同条中「指定の申請内容」を「第5条の規定により市長から受けた指定の内容」に改め、同条を第7条とする。

第9条中「各号の一」を「各号のいずれか」に、「認めた」を「認める」に、「当該指定を取消し、又は奨励措置を停止するとともに、奨励措置に要した費用の全部又は一部」を「当該指定事業者に係る指定を取り消し、若しくは奨励金の交付を停止し、又は既に交付した奨励金の全部若しくは一部」に改め、同条第3号中「奨励措置」を「奨励金の交付」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号を同条第3号とし、同条第1号を同条第2号とし、同条に第1号として次の1号を加え、同条を第8条とする。

(1) 操業開始日以後5年以内に当該指定に係る事業所を休止し、又は廃止したとき。

第10条中「第4条」を「第5条」に、「指定の申請をした」を「指定を受けようとする」に改め、同条を第9条とし、第11条を第10条とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

\* \* \*

過疎地域自立促進特別措置法における固定資産税の特例に関する条例をここに公布する。

平成22年9月30日

宮津市長 井上正嗣

宮津市条例第14号

過疎地域自立促進特別措置法における固定資産税の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号。以下「法」という。)第2条第2項の規定により過疎地域として公示された本市の区域における法第31条に規定する固定資産税について、地方税法(昭和25年法律第226号)第6条第1項の規定に基づき、宮津市市税条例(昭和30年条例第33号)の特例を定めるものとする。

(特例措置)

第2条 市長は、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第12条第1項の表の第1号又は第45条第1項の表の第1号の規定の適用を受ける製造の事業、情報通信技術利用事業(法第30条に規定する情報通信技術利用事業をいう。)又は旅館業(下宿営業を除く。)の用に供する設備であつて、取得価額の合計額が2,700万円を超えるもの(以下「対象設備」という。)を新設し、又は増設した者に対し、対象設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地(法第2条第2項の規定による公示の日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。)に対する固定資産税の課税を免除するものとする。

2 前項の規定による課税免除の期間は、固定資産税を課すべき最初の年度以後3年度とする。

## (課税免除の申請)

第3条 前条の規定の適用を受けようとする者は、課税免除を受けようとする年度の賦課期日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申請書を、市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の住所又は所在地並びに氏名又は名称及び代表者
- (2) 事業の種目
- (3) 新設し、又は増設した事業所の所在地
- (4) 新設し、又は増設した固定資産の新設又は増設年月日(土地にあっては、取得年月日)、種類及び取得価額
- (5) 新設し、又は増設した事業所の従業者の数
- (6) 新設し、又は増設した対象設備を最初に事業の用に供した年月日
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の申請に係る事項について調査し、その他必要な書類の提出を求めることができる。

## (変更等の届出)

第4条 第2条の規定の適用を受けている者は、前条第1項の申請書の記載事項に変更があったとき、又は事業を休止し、若しくは廃止したときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

## (課税免除の取消)

第5条 市長は、偽りその他不正の行為によって第2条の規定の適用を受けた者があるときは、直ちに当該課税免除を取り消すことができる。

## (委任)

第6条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成23年度分の固定資産税から適用する。

\* \* \*

宮津市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年9月30日

宮津市長 井上正嗣

## 宮津市条例第15号

## 宮津市市税条例の一部を改正する条例

宮津市市税条例(昭和30年条例第33号)の一部を次のように改正する。

第18条各号列記以外の部分中「第321条の8第27項及び第28項」を「第321条の8第22項及び第23項」に改め、同条第2号中「、第5項又は第24項」を「又は第19項」に改め、同条第3号中「第321条の8第27項及び第28項」を「第321条の8第22項及び第23項」に改める。

第32条第3項中「同項第1号の2」を「同項第2号」に、「同項第1号の3」を「同項第3号」に、「同項第2号の均等割額の算定期間又は同項第3号」を「又は同項第4号」に改める。

第37条の3の次に次の2条を加える。

## (個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書)

第37条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項の給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

- (1) 当該給与支払者の氏名又は名称
- (2) 扶養親族の氏名
- (3) その他施行規則で定める事項

2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所得者で市内に住所を有

するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、前項又は法第317条の3の2第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

- 3 前2項の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に經由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。
- 4 給与所得者は、第1項及び第2項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が所得税法第198条第2項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第4項において同じ。）により提供することができる。
- 5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書）

第37条の3の3 所得税法第203条の5第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項の公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に同項に規定する公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

- (1) 当該公的年金等支払者の名称
- (2) 扶養親族の氏名
- (3) その他施行規則で定める事項

- 2 前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の5第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。

- 3 第1項の場合において、同項の規定による申告書がその提出の際に經由すべき公的年金等支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。
- 4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が所得税法第203条の5第4項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。
- 5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

第51条第1項中「第5項、第24項、第27項及び第28項」を「第19項、第22項及び第23項」に、「第5項、第24項及び第28項」を「第19項及び第23項」に、「同条第27項」を「同条第22項」に改め、同条第2項中「第321条の8第29項」を「第321条の8第24項」に改め、同条第3項中「第321条の8第27項」を「第321条の8第22項」に、「同条第26項」を「同条第21項」に、「第5項又は第24項」を「又は第19項」に、「同条第28項」を「同条第23項」に改め、同条第4項中「第5項又は第24項」を「又は第19項」に、「同条第27項」を「同条第22項」に、「第321条の8第28項」を「第321条の8第

23項」に改める。

第53条第2項中「、第5項又は第24項」を「又は第19項」に、「同条第28項」を「同条第23項」に、「、第4項又は第5項」を「又は第4項」に改め、同条第3項中「、第5項又は第24項」を「又は第19項」に改める。

第95条中「3,298円」を「4,618円」に改める。

附則第12条の2第1項中「1,564円」を「2,190円」に改める。

附則第15条の3を次のように改める。

(非課税口座内上場株式等の譲渡に係る市民税の所得計算の特例)

第15条の3 市民税の所得割の納税義務者が、前年中に租税特別措置法第37条の14第5項第2号に規定する非課税上場株式等管理契約(次項において「非課税上場株式等管理契約」という。)に基づき同条第1項に規定する非課税口座内上場株式等(その者が2以上の同条第5項第1号に規定する非課税口座(以下この条において「非課税口座」という。)を有する場合には、それぞれの非課税口座に係る非課税口座内上場株式等。以下この条において同じ。)の譲渡をした場合には、令附則第18条の6の2第3項で定めるところにより、当該非課税口座内上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額と当該非課税口座内上場株式等以外の同法第37条の10第2項に規定する株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

2 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、非課税口座からの非課税口座内上場株式等の一部又は全部の払出し(振替によるものを含む。以下この項において同じ。)があった場合には、当該払出しがあった非課税口座内上場株式等については、その事由が生じた時に、令附則第18条の6の2第2項で定める金額(以下この項において「払出し時の金額」という。)により非課税上場株式等管理契約に基づく譲渡があったものと、同法第37条の14第4項第1号に掲げる移管、返還又は廃止による非課税口座内上場株式等の払出しがあった非課税口座を開設し、又は開設していた市民税の所得割の納税義務者については、当該移管、返還又は廃止による払出しがあった時に、その払出し時の金額をもって当該移管、返還又は廃止による払出しがあった非課税口座内上場株式等の数に相当する数の当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の同法第37条の11の3第2項に規定する上場株式等の取得をしたものとそれぞれみなして、前項及び附則第15条の規定その他のこの条例の規定を適用する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成22年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第37条の3の次に2条を加える改正規定及び次条第1項から第3項までの規定 平成23年1月1日

(2) 附則第15条の3の改正規定及び次条第4項の規定 平成25年1月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 改正後の宮津市市税条例(以下「新条例」という。)第37条の3の2の規定は、平成23年1月1日以後に提出する同条第1項及び第2項に規定する申告書について適用する。

2 新条例第37条の3の3の規定は、平成23年1月1日以後に提出する同条第1項に規定する申告書について適用する。

3 平成23年中に新条例第37条の3の3第1項の規定による申告書を提出する場合には、同条第2項中「前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第6号)第1条の規定による改正前の所得税法第203条の5第1項の規定による申告書(同条第2項の規定により提出した同条第1項の規定による申告書を含む。)に記載した事項のうち前項各号又は法第317条の3の3第1項各号に掲げる事項に相当するもの」として同項の規定を適用する。

- 4 新条例附則第15条の3の規定は、平成25年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。
  - 5 新条例第18条、第32条、第51条及び第53条の規定は、平成22年10月1日以後に解散（合併による解散を除く。）が行われた場合における各事業年度分の法人の市民税及び各連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に解散（合併による解散を除く。）が行われた場合における各事業年度分の法人の市民税及び各連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。（市たばこ税に関する経過措置）
- 第3条 平成22年10月1日（次項及び第3項において「指定日」という。）前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。
- 2 指定日前に地方税法（昭和25年法律第226号）第465条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。）が行われた製造たばこを指定日に販売のため所持する卸売販売業者等（新条例第92条第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この項及び第6項において同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）附則第39条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを指定日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を指定日に市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者に市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、次の各号に掲げる製造たばこの区分に応じ当該各号に定める税率により市たばこ税を課する。
    - (1) 製造たばこ（次号に掲げる製造たばこを除く。） 1,000本につき1,320円
    - (2) 新条例附則第12条の2第1項に規定する紙巻たばこ 1,000本につき626円
  - 3 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成22年総務省令第27号）別記第2号様式による申告書を指定日から起算して1月以内に市長に提出しなければならない。
  - 4 前項の規定による申告書を提出した者は、平成23年3月31日までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。第6項において「施行規則」という。）第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。
  - 5 第2項の規定により市たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、新条例第18条、第94条第2項、第98条第4項及び第5項並びに第101条の規定を適用する。この場合において、新条例第18条中「第98条第1項若しくは第2項、」とあるのは「宮津市市税条例の一部を改正する条例（平成22年宮津市条例第15号。以下この条及び第2章第4節において「平成22年改正条例」という。）附則第3条第4項、」と、同条第2号及び第3号中「第98条第1項若しくは第2項」とあるのは「平成22年改正条例附則第3条第3項」と、新条例第94条第2項中「前項」とあるのは「平成22年改正条例附則第3条第2項」と、新条例第98条第4項中「施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式」とあるのは「地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成22年総務省令第27号）別記第2号様式」と、同条第5項中「第1項又は第2項」とあるのは「平成22年改正条例附則第3条第4項」と、新条例第101条第2項中「第98条第1項又は第2項」とあるのは「平成22年改正条例附則第3条第4項」と読み替えるものとする。
  - 6 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第2項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該市たばこ税に相当する金額を、新条例第99条の規定に準じて、同条の規定により当該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべき市たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る市たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が新条例第98

条第1項から第3項までの規定により市長に提出すべき申告書には、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

## 規 則

がん検診等費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年9月30日

宮津市長 井上正嗣

宮津市規則第17号

がん検診等費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則

がん検診等費用の徴収に関する規則（昭和58年規則第8号）の一部を次のように改正する。

第5条第2号中「（予防接種法第2条第3項に規定する2類疾病に係る予防接種を受けた者を除く。）」を削る。

附 則

この規則は、平成22年10月1日から施行する。

\* \* \*

宮津市企業の立地促進及び産業の振興に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年9月30日

宮津市長 井上正嗣

宮津市規則第18号

宮津市企業の立地促進及び産業の振興に関する条例施行規則の一部を改正する規則

宮津市企業の立地促進及び産業の振興に関する条例施行規則（昭和63年規則第17号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

宮津市企業立地拡充促進条例施行規則

第1条中「宮津市企業の立地促進及び産業の振興に関する条例」を「宮津市企業立地拡充促進条例」に改める。

第2条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（定義等）」を付し、同条を次のように改める。

第2条 条例第2条第1号の「製造業」とは、統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準として定められた日本標準産業分類（以下「日本標準産業分類」という。）において製造業に分類される産業をいう。

2 条例第2条第1号の「情報関連産業」とは、日本標準産業分類においてソフトウェア業、情報処理・提供サービス業若しくはデザイン業に分類される産業又は情報関連の産業として市長が認める産業をいう。

3 条例第2条第1号の「老人福祉・介護事業」とは、日本標準産業分類において老人福祉・介護事業に分類される産業をいう。

4 条例第2条第1号の「障害者福祉事業」とは、日本標準産業分類において障害者福祉事業に分類される産業をいう。

5 条例第2条第1号の「自然科学研究所」とは、日本標準産業分類において自然科学研究所に分類される産業をいう。

6 条例第2条第1号の「余暇利用施設」とは、スポーツ又はレクリエーション、教養文化活動、休養、集会及び宿泊の用に供する施設として市長が認める施設をいう。

7 条例第2条第2号の「新設」とは、本市に事業所を有しない者が、新たに本市に事業所を設置す

ることをいう。

8 条例第2条第2号の「増設」とは、本市に既に事業所を有する者が、本市に新たに事業所を設置し、当該事業所を拡張し、又は機械設備を拡充することをいう。

9 条例第2条第2号の「移設」とは、本市に既に事業所を有する者が、当該事業所を廃止し、本市の他の場所に新たに事業所を設置することをいう。

10 条例第2条第2号の「建替え」とは、本市に既に事業所を有する者が、当該事業所を除却し、その敷地内（これに隣接する土地を含む。）に新たに事業所を設置することをいう。

11 条例第4条の「雇用水準を引き続き維持すること」とは、従業員の数について、条例第5条の規定により適用事業者の指定を受けた際に当該事業者が本市内において雇用している正規従業員の数に、新たに雇用する正規従業員の数を加えた数を維持することをいう。

第5条を削る。

第4条中「指定を決定」を「条例第5条の規定により適用事業者として指定」に、「指定決定書」を「適用事業者指定決定書」に改め、同条を第5条とする。

第3条中「第4条の規定による」を「第5条の規定により適用事業者の」に、「指定申請書」を「操業開始日の90日前（市長がやむを得ないと認めるときは、別に定める日）までに、適用事業者指定申請書」に、「申請」を「提出」に改め、同条第2号中「工場等」を「事業所」に改め、同条第5号中「となるべき」を「となる」に改め、同条を第4条とする。

第2条の次に次の1条を加える。

第3条 条例第3条の事業所の誘致に係る京都府の補助金は、京都府雇用の安定・創出と地域経済の活性化を図るための企業の立地促進に関する条例（平成13年京都府条例第40号）に基づく補助金とする。

第6条から第8条までを次のように改める。

（雇用促進奨励金の対象となる従業員の数）

第6条 条例第6条第3項の規則で定める従業員の数は、次の各号に掲げる年度の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

(1) 第1対象年度（操業開始日から起算して1年を経過した日の属する年度） 当該対象年度に係る雇用促進奨励金の交付の申請のあった日（以下「交付申請日」という。）における正規従業員及び非正規従業員（操業開始日以後新たに1年以上の雇用が認められ、引き続きその雇用が確認された者に限る。以下「対象正規従業員等」という。）の合計人数

(2) 第2対象年度（操業開始日から起算して2年を経過した日の属する年度） 当該対象年度に係る交付申請日における対象正規従業員等の合計人数から、第1対象年度の交付申請日における対象正規従業員等の合計人数を減じた数

(3) 第3対象年度（操業開始日から起算して3年を経過した日の属する年度） 当該対象年度に係る交付申請日における対象正規従業員等の合計人数から、第1対象年度又は第2対象年度の交付申請日における対象正規従業員等の合計人数のいずれか多い数を減じた数

2 条例第6条第1項に規定する指定事業者（以下「指定事業者」という。）が同項に規定する奨励金（以下「奨励金」という。）の対象となる事業所以外で本市において雇用している正規従業員及び非正規従業員（非正規従業員にあっては、1年以上雇用している者に限る。）の前項各号に掲げる対象年度の交付申請日における合計人数が、操業開始日における当該合計人数と比べて減少している場合は、当該各号に掲げる対象年度の交付申請日における対象正規従業員等の合計人数から当該減少した数を減じた数を、当該交付申請日における対象正規従業員等の合計人数とする。

（奨励金の交付申請）

第7条 奨励金の交付を受けようとする指定事業者は、奨励金交付申請書に必要書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 立地促進奨励金の交付の申請は、操業開始日の属する年度（同日以後に限る。）又はその翌年度に行うものとする。

3 雇用促進奨励金の交付の申請は、前条各号に掲げる対象年度（操業開始日から起算して当該各号に掲げる年数を経過した日以後に限る。）ごとに行うものとする。

（奨励金の交付決定）

第8条 市長は、奨励金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、奨励金を交付すべきものと認めるときは、奨励金交付決定通知書により通知するものとする。

第9条第1項中「第8条」を「第7条」に、「変更届出書」を「適用事業者指定事項変更届出書」に改める。

第10条中「指定申請書等」を「適用事業者指定申請書等」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

宮津市告示第97号

宮津市下水道排水設備指定工事業者を指定したので、宮津市下水道排水設備指定工事業者に関する規則（平成9年規則第3号）第16条の規定により告示する。

平成22年9月16日

宮津市長 井上正嗣

指定番号 宮下水道指定第118号

- (1) 名 称 上野設備工業
- (2) 所 在 地 綾部市小西町馬場下22番地
- (3) 代 表 者 上野和行
- (4) 指定期間 平成22年9月16日～平成26年12月31日

\* \* \*

宮津市告示第98号

宮津市地域総合整備資金貸付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成22年9月30日

宮津市長 井上正嗣

宮津市地域総合整備資金貸付要綱の一部を改正する要綱

宮津市地域総合整備資金貸付要綱（平成12年告示第125号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「7億5,000万円」を「9億3,000万円」に改め、同項ただし書中「11億2,000万円」を「14億円」に改め、同条第2項中「20パーセント」を「25パーセント」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

\* \* \*

宮津市告示第99号

宮津市地域会議交付金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成22年9月30日

宮津市長 井上正嗣

宮津市地域会議交付金交付要綱の一部を改正する要綱

宮津市地域会議交付金交付要綱（平成19年告示第88号）の一部を次のように改正する。

第4条を削り、第5条を第4条とし、第6条から第8条までを1条ずつ繰り上げる。

第9条第1項中「交付金に決算剰余金が生じた場合は、」を「報告書において交付金に剰余金が生じた場合は、当該剰余金の全額を」に改め、同項ただし書中「場合に限り、交付金を」を「場合は、積立金としてこれを」に改め、同条第2項及び第3項を次のように改め、同条を第8条とする。

2 前項ただし書の規定による積立金は、積立残高30万円を超えて積み立てることはできない。

3 前項の規定により積み立てることのできない剰余金がある場合は、当該剰余金の全額を市長に返還しなければならない。

第10条を第9条とする。

附 則

この要綱は、平成22年10月1日から施行する。

\* \* \*

宮津市告示第100号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条第1項の規定により、次のとおり定期の予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項及び第5条の規定により告示する。

平成22年10月1日

宮津市長 井上正嗣

1 予防接種の種類 インフルエンザ

2 予防接種の対象者の範囲

(1) 接種日において65歳以上の者

(2) 接種日において60歳以上65歳未満の者であって、心臓、じん臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有するものとして厚生労働省令で定めるもの

3 予防接種を受けることが適当でない者

(1) 明らかな発熱を呈している者

(2) 重篤な急性疾患にかかっている者

(3) 予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーショックを呈したことが明らかな者

(4) インフルエンザの予防接種で、接種後2日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者

(5) 医師が予防接種を行うことが不適当な状態にあると判断した者

4 接種回数 1回または2回

5 自己負担金 各回1,000円。ただし、生活保護世帯及び市民税非課税世帯に属する者は免除することができる。

6 接種医師の氏名及び予防接種を行う場所

接種医師の氏名	予防接種を行う場所	接種医師の氏名	予防接種を行う場所
石井 靖隆	日置診療所 府中診療所	宮地 高弘 宮地 道弘	宮地外科医院
今出 陽一朗	今出クリニック	山根 行雄	山根医院
宇野 雅史	宇野医院	渡辺 太郎	栗田診療所
岡所 明良	岡所・泌尿器科医院	伊藤 邦彦	伊藤内科医院
辻 俊三 曾根 淳史 石上 文隆 近藤 俊吾	宮津武田病院	岩破 淳郎 岩破 康二 大森 斎 衣川 磐	いわさく診療所 岩破医院 大森内科診療所 衣川整形外科医院
中川 長雄	中川医院	木村 進	木村内科クリニック
中川 嘉洋	中川内科小児科クリニック	須川 典亮	須川医院
今井 敏雄 浪江 和生	浪江医院	徳山 石夫 鳥居 剛	徳山医院 鳥居クリニック
西原 寛	西原医院	日置 潤也	日置医院
堀川 義治	宮津市由良診療所	山添 一郎	やまぞえこどもクリニック
林 信昌	養老診療所	森 幸三 細見 史雄	伊根診療所 本庄診療所

7 予防接種を行う期間 平成22年10月18日から平成22年12月17日まで

## 公 告

宮津市公告第20号

公示送達書

次の書類は、宮津市財務室に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

平成22年9月27日

宮津市長 井上正嗣

(以下揭示済)

## 水道企業

《告示》

宮津市水道告示第8号

宮津市指定給水装置工事事業者を指定したので、宮津市指定給水装置工事事業者に関する規程（平成10年水管規程第2号）第10条の規定により告示する。

平成22年9月16日

宮津市水道事業

宮津市長 井上正嗣

指定番号 宮水道指定第S10118号

- (1) 名称 上野設備工業
- (2) 所在地 綾部市小西町馬場下22番地
- (3) 代表者 上野和行

## 教育委員会

《告示》

宮津市教育委員会告示第14号

平成22年第13回宮津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成22年9月14日

宮津市教育委員会

委員長 上羽堅一

- 1 日時 平成22年9月24日（金）午後1時30分
- 2 場所 宮津市役所 第6会議室

\* \* \*

宮津市教育委員会告示第15号

平成22年第14回宮津市教育委員会臨時会を次のとおり招集する。

平成22年9月27日

宮津市教育委員会

委員長 上羽堅一

- 1 日時 平成22年9月27日（月）午後4時30分
- 2 場所 宮津市役所 第6会議室

## 選挙管理委員会

### 《告 示》

宮津市選挙管理委員会告示第71号

宮津市条例（市税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求に要する有権者総数の50分の1の数、宮津市の事務の執行に関する監査の請求に要する有権者総数の50分の1の数並びに合併協議会設置の請求に要する有権者総数の50分の1の数は、次のとおりである。

平成22年9月2日

宮津市選挙管理委員会  
委員長 前尾 美智子

350人

\* \* \*

宮津市選挙管理委員会告示第72号

宮津市議会の解散の請求に要する有権者総数の3分の1の数及び宮津市の議会議員、市長、副市長、選挙管理委員若しくは監査委員の解職の請求又は教育委員会の委員の解職の請求に要する有権者総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成22年9月2日

宮津市選挙管理委員会  
委員長 前尾 美智子

5,823人

\* \* \*

宮津市選挙管理委員会告示第73号

合併協議会設置協議について選挙人の投票に付することの請求に要する有権者総数の6分の1の数は、次のとおりである。

平成22年9月2日

宮津市選挙管理委員会  
委員長 前尾 美智子

2,912人

## 農業委員会

### 《告 示》

宮津市農業委員会告示第9号

宮津市農業委員会総会を次のとおり招集する。

平成22年9月7日

宮津市農業委員会  
会長 森川 耕一郎

- 1 日 時 平成22年9月15日（水）午前9時30分
- 2 場 所 宮津市役所 第5会議室
- 3 議 題

議第18号 農地法第5条の許可申請に係る意見について

議第19号 換地計画に係る同意について